

後、古今集から後撰集の頃にかけて(三)や(四)に属する段あたりが増補されていったと考えられる。

そしてその増補の時代に近く平仲物語が成立したものと考えられる。平仲物語では、三十八段の後半の部分は、内容からみて、官位からみて天徳四年(九六〇)以後に増補されたことは確実だから、他の段はおよそ延長年間(九二三—九三〇)に成立したとみて、古今集撰進の延喜五年(九〇五)から後撰集撰進の天曆五年(九五二)にかけて、この頃に平仲物語が成立した伊勢物語も増補されたと考えられる。

さてこういうふうな成立の問題を考え、その上にたつて原伊勢物語と考えられる諸段と平仲物語とを比較してみても、(二)と(三)の結果をまとめてみると次の通りである。

1 平仲物語には二回以上の単位の連結または地の文の発達した形式が多い。

2 平仲物語には贈答歌が多く、意識的に時間的要素を織込んでい

る。さてその作品の価値は形式と内容との統一した姿としてとらえなければならぬが、こういう見地からみて伊勢物語から平仲物語への展開は、どのようにとらえたらよいのであろうか。

原伊勢物語では全体を業平の自伝体風にまとめようとする編集的態度はみえても甚だ雑ばくなもので、時間的要素の乏しい短い事件の段を積み重ねた、というものであった。ところが平仲物語になると、全体的に編集的態度をもちながら、各段の事件の中では時間的要素を意識的に用いて二回以上の単位を連結し、贈答歌を連結し、

こうしていく中に自ら平貞文の人間像を物語的に浮上らせようとしている。

伊勢物語と並んで同じ歌物語といっても、内容形式的に伊勢物語の線をもう一步物語化の方向に進めたところに平仲物語の価値がある。

しかしながら歌物語という枠内での試みであったが為に結局は各段の範囲内でのことだった。この枠を破って全篇を貫くテーマのもとに、持続的に物語ろうとする動きが次代に到来する。これが和泉式部物語、多武峯少将物語、篁物語であった。これらの作品の成立はみな平仲物語におくられること数十年から百年の頃と考えられている。

結局平仲物語は、原伊勢物語をうけて各段の枠内で精一杯に物語化をおし進めた作品であり、和泉式部物語や多武峯少将物語や篁物語を生みだす基盤をきざいたという過渡的な意味において特に注目し得る作品といふべきであらう。

(昭和三十四年七月十五日脱稿)

堤中納言物語の研究史的考察

——富士谷御杖の研究について——

土 岐 武 治

になる。

(1) 静嘉堂文庫蔵富士谷御杖本

この本は、富士谷御杖(一七六八—一八二二)の所蔵本を祖本となして、中務少輔泰行が書写したものである。奥書にも

〔墨〕以北辺蔵書官暇書写如本加朱筆

とある。泰行(一七七八—一八五八)については、公卿補任 光格天皇 文化六年の条に

従三位 安泰行 一三月廿三日叙。故従三位有儀叙男。母故前権大納言通貫卿女。享和元七二十叙従四位上。(廿三歳。去正五分)。

同二正十四転中務少輔。(廿四歳)。文化二正五叙正四位下。(廿七歳)

とあり、また孝明天皇安政五年の条にも

従二位 同泰行 八十二月十九日叙正二位。(雖無家例。齡及八旬重病之間被宥許。不可為後例)。同月二十日薨。

と伝へるのである。

富士谷御杖(一七六八—一八二二)の伝記については、「近世三十六家集略伝」の上巻に、次の通り記載している。

翁(成章)の一男成寿のち御杖と改む。父の志を嗣て其徒を教示す。最歌文章一鉢をなして超出せり。世々鳴、代々柳川侯京邸の守たり。御杖翁また彈箏に妙手なり。自ら雲井の曲と称する妙曲を製作して其徒に授く。馨者の徒においても、秘曲と称へて伝ふとぞ。文政五年歿す。所著の書、百家類業・百家部類抄・歌道非唯抄・歌袋・詞業新雅・同二編・いれひも・古事記燈・万葉集燈等なり。其佗何燈と称する諸書注釈甚多——

このように御杖は父成章(一七三八—一七七九)の学統を継ぎ、特に和歌に名のある、京都の国学者の一人である。

御杖の堤中納言物語に関する研究資料としては、今のところ静嘉堂文庫蔵富士谷御杖本堤中納言物語に伝へる書込みと、他に御杖の随筆書である北辺隨筆(刊本 四卷)中に収載する多少の資料とが現存するものである。いま、これら両本の概略を解説すれば次の通

本の大きさは縦二十六種七牒・横十九種で、紙質は美濃紙、袋綴となつてゐる。題簽なく、直接表紙の中央に「堤中納言物語」と少々大きく記している。本の紙数は、扉紙一枚、目次一枚、本文百三枚、奥書一枚、総紙数百六枚である。目次は第二枚目の紙の裏に流布系統の順序で、次の通り記載している。

花枝折少将
虫めづる姫君
逢坂越えぬ権中納言
思はぬかたにとまりする少将
はいずみ
作十帖

このついで
ほどのけさう
貝合

よしなしごと
はいずみ
作十帖

第三枚目から本文であつて、片面八行、一行の字数は十九字内外で、各篇とも紙を改めて書き、それらの当該篇の題名は、その物語冒頭の左側欄外に細字で記されている。本文の行間の諸処には、「元云」「元案」「成元案」などの見出しで、種々の書込みを施しており、これらの書込みは御杖の考説によるものである。また稀に他の一本をもつて校合を施しているが、これも御杖の筆によるものであつて、しかもこの校合異文は、藤井乙男博士旧蔵本（二冊の本）に伝へる校合異文と全く符合するのである。

本書は一冊の本であるが、元來この本の祖本は十冊であつたのを、取扱上一冊に装訂を改めたもので、その形跡は本の体裁の上によく現われている。本文系統は尊経閣文庫蔵元禄本と同種で、諸本分類上第一門、第三類、第四種内に属するのである。

(四) 北辺随筆(四卷)

右の本文中、「つきと花とを」の引用歌について。御杖は次のように書込みをしている。

元案 あたらよの月と花とを同じくは

この歌は後撰集に

月の面白かりける夜花を見て

源信明

あたら夜の月と花とをおなじくは心しれらむ人に見せばや

(卷三 春下)

と伝えるのである。源信明(九六四歿)については作者部類による「四位陸奥守 右大弁源公忠男 康保二年十八卒」となつてゐる。天曆五年(九五二)に成立する後撰集に収載する源信明の歌は、右の外に

侘しさをおなじ心ときくからに我が身をすてて君ぞかなしき

(卷九 恋一)

思ひきや逢ひ見ぬ事をいつよりと数ふばかりになさむ物とは

(卷十 恋二)

死ぬ死ぬと聞く聞かだにも相見ねば命をいつの世にか残さむ

(卷十一 恋三)

などが見え、これらはいづれも信明在世中に取り上げられたものである。ただ「あたら夜の月と花とを」の歌は、信明集にも

いきたるにあはねば

あたら夜の月と花とを同じくば哀れしれらむ人に見せばや

と伝へてゐる。信明集の成立については、国歌大系第十二巻収載「三十六人集 全」の解題中に、「三十六人集の成つたのは、後拾遺集の後、即ち堀河帝の永保三年(皇)一七四六—一七四三の誤)

この書は国学に関する御杖の考説を集めた随筆書である。卷之一は、志貴島の道・神書・訓説等の三十八項目。卷之二は、歌の巧拙・草の汁・晁の緑・嗜酒等四十七項目。卷之四は、軽重先後・耳はさみ・本のまま等三十九項目別に収録している。以上の諸項目中には堤中納言物語に関するものがらが見えるのである。本書には文政十年丁亥正月の自序と皇都書林洞速堂 三条通御幸町大谷吉野屋仁兵衛板との奥附がある。

これら兩本中に伝える御杖の堤中納言物語に関する研究資料の悉くは、拙編「旧註集成堤中納言物語(京都 地人書房発行)」に網羅収載しているので、本論では、その中特に本物語研究上価値ある資料を精査して、それらを学問上から種々批判し、私見を試みたいのである。

二

次に前項の趣旨に該当する御杖の資料をば、行文の必要上、堤中納言物語に於ける流布系統十篇の配列順序に従つて取り扱うことにする。なお右の本よりの資料を登載するに当たり、その記載の仕方として、御杖本の場合には該当丁数を、北辺随筆からの場合には書名・巻数等を引用の度毎に明記することにす。

(一) はなざくら折る少将

(1) 月のあかきかたにあふぎをさしかくして、「つきとはなとを」

とくちずさみて云々(三ウ)

(考異) (1) つきとはなとをと—つきとはなとを第二門第三類諸本・第四類第一種諸本・静嘉堂文庫蔵横山由清自筆本・教育大学図書館蔵横山由清本。

一九月以後から実家の大納言頃までである」と見える。また久松潜一博士は日本文学大辞典の中で、三十六人集の成立に関し、「全部完成したのは平安朝時代後期か」と解説している。しかし三十六人集収載の各歌については、僧契冲(一七二三—一八〇〇)の河社や本居内遠(一七九二—一八五五)の「小野小町の考」の中にも、既に指摘されているように、歌詞の異同も甚しく、後人の附会も少ないようである。もし仮りに信明集が永保三年(一〇八一)頃の成立と推定しても、堤中納言物語の「花ざくら折る少将」は、大体天喜三年(一〇五五)成立の「逢坂越えぬ権中納言」と略々同じ頃の成立と看做されているのであつて、従つて上例文の「つきとはなとを」の引用歌は、当然信明集(一〇八一)からでなく後撰集(九五二)の方の歌を直接の典拠としたものと考えられる。殊に「花ざくら折る少将」の上例本文に於ける前後の梗概は、少納言の君が、「月の光の方に扇の端をさしかざして「あたら夜の云々」と古歌を口ずさみながら、桜の花の方へ歩み寄るといふ場面であるので、この情景は後撰集の詞書に「月の面白かりける夜花を見て」とあるのに近似しているという点を併せ考えると、一層後撰集の方は信明集のそれよりも、上例本文の内容に接近することにならう。

(2) らうたきもの、ゆう／＼しくきこゆ。うれしくもあるかなとおもふ云々(四ウ)

(考異) (一) ゆう／＼しく—ゆゑ／＼しく河嶋又生氏蔵契冲校本・三手文庫蔵今井似閑自筆本・神宮文庫蔵僧慈延自筆本・李花亭文庫蔵本・岡本保孝旧蔵本・刈谷図書館蔵村上忠順本(二冊)・藤井乙男博士旧蔵本(二冊)、ゆる／＼しく静嘉堂文庫蔵嘉永本

静嘉堂文庫蔵富士谷御杖本は、諸本分類上、第一門、第二類、第四種に所属する伝本で、尊経閣文庫蔵元禄本と同種関係をなし、これら同族諸本はいづれも「ゆうゆうしく」と伝へるのであって、御杖はこの本文の「う」の右側に「ゑ敷」と旁注している。しかも御杖はこの本の諸所に藤井乙男博士本(二冊)に伝える校合と全く符合する他の一本をもって異文を校合しているが、その校合本の所在や全貌については、今もって判然としないのである。ただ御杖本の全篇に亘る校合異文を現存諸本の当該個所に照合して検討すれば、東北大学図書館蔵狩野文庫本に最もよく近似し、この狩野本も、「ゆうくしく」となっているのである。おそらく御杖本に用いた校合本も狩野本のそれと同じ本文であつたらう。御杖は右の旁注を施す以前に、この部分を校合本と対照し、両本とも異同なく「ゆうくしく」と本文が符号するので、御杖自身の卓識によって「ゑ敷」と不審の注記を書き付けたものであらう。また御杖は「このついで」篇の「書きざまゆえくしう云々(一五才)」とある本文中の「ゆえくしう」に対しても「え」の右側に「ゑ敷」と旁注し、しかもこの句について、

ゆゑづきて尤らしく見ゆるをいふなり

と語釈している程であるから、上例の「らうたきもの、ゆうくしくきこゆ」の「ゆうくしく」を「ゆゑくしく」と批判し、当該本文の意味をも以上の通り注解したものと考える。古典作品中に見える「ゆゑくしく」の用例を挙示すれば、「いとあてはかにゆゑくしくしき声して」(宇津保物語 楼の上)、「簾の内にゆゑくしく愛敬づきたる女の音として」(今昔物語 卷廿四 第六)、「書きざ

まゆゑくしうをかしかりにこそ」(堤中納言物語 このついで)などあり、今日の堤中納言物語の多くの注釈書も、前述の当該個所は「ゆゑくしく」の本文に従っているのである。

(二) このついで

(1) おとなだつさい将のきみ、「なに事にか侍らん、つれづれにおぼしめされ侍るに申させ給へ」とそゝのかせば、「さらばついたまはんとすや」とて(一一才)

〔考異〕(一) さらばついたまはんとすや—さらばついたまはんとすや第一門第一類諸本・第三門第一類諸本、さらばついたまはんとすぞ第二門第三類諸本、さらばついたまはんとする第二門第三類第四種諸本、さらばついたまはんとす直曆本

御杖は、右の「さらばついたまはんとすや」について、次のような書込みをなしている。

継敷付敷、元案継ナルベシ、此物語シタルアトニテツツケテ皆ハナシタマフル心敷トトヘルナリ

また日尾荆山(一七七八—一八五九)は当時蔵する写本(静嘉堂文庫蔵日尾荆山本)の当該個所の本文について、

直曆(荆山)云、つい給はんずにて、此話のあとをかたりつぐを

言ふ

と頭注してをり、上野図書館蔵柳原家蔵本(二冊)には、伴直方(一八四二歿)の頭注は次の通り伝えられている。

直、続給はん也、話の部をつげ給はゞと也

なお日本文学全書第四編収載の堤中納言物語では、上例文の頭注として。

ついはそのまゝ一寸などの義なり、けれどここには通ぜず。思ふにこなるは対の義にて、これに対する話せんと意なるべし。と伝える。今日の註釈書類の多くも、御杖本や諸本分類上第二門第三類第四種の諸本に伝える「さらばついたまはんとすや」という本文を採択し、その意味を「そんなら私の話の跡を継いであなた方も話して下さるか。」との如く解釈しているが、このような注解は、既に富士谷御杖によって施されているのである。

(三) むしめづる姫君

(1) かはむしにまぎるゝまへのけのすゑにあたるばかりの人はなきかな(二九才)

〔考異〕まへ—まゆ日尾荆山本・狩野文庫本・静嘉堂文庫蔵嘉永本・第三門第一類第一種諸本、まつ他諸本

富士谷御杖は、右の本文中の「まへ」の右側に、「まつ敷」・「まゆ敷」と二様の旁注しているのである。この点に関して伊勢貞丈(一七一五—一七八四)は、その著「安斎隨筆」卷十二や船鑑訓の中で、次のように叙述しているのである。

かはむしは今けむしと云虫なり、これは右馬すけが歌にかはむしにまぎるゝまへのけとよめり。まへのけは、かの姫君の前陰の毛也や。毛虫にまぎるゝとあざけりよめるなり。

大野広城(一八四一歿 静嘉堂文庫蔵大野広城自筆本)や横山由清(一八二六—一八七九 静嘉堂文庫蔵横山由清本)も、それぞれ當時所持する括弧内の自筆本に「まへのけ陰毛ナリト貞丈云へり」と上述の貞丈説を要約して引用している。また喜多村信節(一七八四—一八五六)は、彼の著「嬉遊笑覧或問付録」の中で、

堤中納言物語は兼輔卿も承平三年三月歿ある人々は心づきたるあるべし、さすがにいとをしとて、人に似ぬ心のうちはかはむしの名をどひてこそいはまほしけれ、むまの佐、かは虫にまぎる、まへのけのすゑにあたるばかりの人はなきかな、といひてわらひて返りぬめり。按るに和名抄に、兼名范云、飛虫一名鳥毛虫和名・加と見えて、今いふ毛むしや。彼姫君の陰毛を毛むしになずらへて、からやうのもの好み給ふ故に、かたらひよる人もあらじと嘲りたるなるべし

と見え、喜多村信節も伊勢貞丈同様に「まへのけ」の本文に従っているのである。

上例の考異欄に記載する通り、諸本の種類によって、「まゆ」「まつ」「まへ」などの異文を伝えているが、原文は「まゆ」であったのだから。「ゆ(遊)」の草体が字形の近似する「へ(遍)」の草体に紛れ、更に二転して「へ」が「つ」にも誤って、遂に「まへ」「まつ」等の誤謬異文が派生したものでなからうか。この物語の内容を吟味すれば、前半の本文中に「人はすべてつくろつとところあるはわろしとて、まゆさらになき給はず、はぐろめさらにならさし、きたなしとてつけ給はず」とか、「けしからずばうぞくなりとて、いとまゆぐろにてなんにらみける」などの地の文があり、更に姫君を取り囲む女房達は「からしや、まゆはしもかはむしたちめり、さてはぐきは、かはのむけたるにやあらん」というように、姫君の眉を「かはむし」に比喩し、その容貌を批評しているのである。殊に上記の歌の「まゆ」は修辭上「眉」に「繭を懸けて技巧を弄している」という諸点を併せ考えれば、原文は「かわむしにまぎるゝまゆ」

と推測することが適切でなからうか。もしそうだとすれば御杖が、「まゆ敷(末の意)・「まゆ敷」と旁注する二つの中「まゆ敷」の推定が正当である。

四 あふさかこえぬ権中納言

(1) こざいしやうのつぼねにまづおはして、「心をさなくとりよせ給ひしが心ぐるしさに、わか／＼しき心ちすれど、あさかのぬまをたづねて侍り、さりとともまけ給はじ」とあるぞたのもしき。

(三八才)

右の本文の「心をさなくとりよせ給ひし」について、御杖は左のよな旁注を施している。

元案、ワガ如キ者ヲ方人ニタノマル、心ガヲサナキトナルベシ。

心ナキ我ヲモフカク思ヒタドラデトノ心ナルベシ。

冒頭の用例本文の対話の個所は、この物語の主人公である中納言が小宰相の部屋にお出でになつての対談である。「心をさなくとりよせ給ひし」の意は、「お考へもなく私を味方にお引き入れになつたのはお気の毒で」とのこと、これを御杖は、中納言の意中に内在する気持をも含めて周到な解釈を施しているのである。

(2) おもはぬ方にとまりする少将

右大将の御子の少将、しるよしありて、いとせちにきこえわたる給ひしかど云々(五七ウ)

右の「しるよし」について、御杖は次の如く注記している。

元案、コレヲ以テ思ヘバ伊勢物語ノしるよしとしてトイヘルモ領分ナドアル心トイヘルハ誤ナリ。只故アリテソコヲシリテスト云心也

愚見抄)

○しるよしとは業平の知行有りし也、奈良の京ははや此京へうつされて旧都になれどもいまだ業平の旧宅もあり領地もありしほどに狩しに行きてあそぶ也(直解)

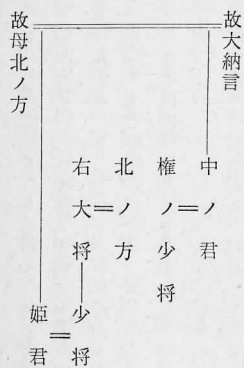
○しるよしは知行の事なり奈良の京は此京へうつされて古き都なれども未だ業平の旧宅もあり、領地もあるべし云々(伊勢物語闕疑抄)

など見え、御杖の云う「伊勢物語ノしるよしとしてトイヘルモ領分ナドアル心トイヘルハ誤ナリ」とは、これらの古注の意を対象としたものであろう。堤中納言物語の上例本文「しるよし」については、今日の諸注釈本も御杖と同様な解釈を与えている。

(2) この右大臣殿、大将は、右大臣のきたのかたの御せうにものし給へば(六二ウ)

(考異) (1) 右大臣―右大将東北大学図書館蔵狩野文庫本

御杖は右の「右大臣のきたのかた」の「臣」の右側に「将敷」と注記している。いま御杖の推定する本文通りに解釈すれば、本物語の人物関係は次の通りになる。



伊勢貞丈は、彼の著「安斎隨筆」巻十二の中で、「知由」について、次の通り解説しているのである。

しるよし堤中納言物語、思はぬかたにとまりする少将の巻に云、大納言の姫君ふたりものし給ひ誠にもの語りにかきつけたるありさまにおとるまじく。(中略)いとせちに聞えわたり給ひしかど云々。

貞丈いふ、伊勢物語には春日の里にしるよししてかりにいけるとあるを、古注に知る由とは、知行所の事にて業平の領地といへり、予はしるよしとは知る由にて相知りて交るべき由ある人と云事、かりにいにけりとは、かの人の家にかりそめにやどり留り居たる事なるべしと、かねて思ひしに、今此堤中納言物語をよみて予が考のいたづらならぬ事をよろこびぬ。

大野広城は上記標注本の当該個所に、この貞丈説を引用転載しているのである。また伴信友(一七七三―一八四六)は、その著「比古婆衣」で、

堤中納言物語おもはぬかたにとまりする少将の巻に、大納言の姫君二人物し給ひ云々、いとせちほそくおはせしに、右大将の御子の少将しるよしありていとせちにきこえわたり給ひしかど云々、とあるしるよしありては、こは正しく知れる由縁ある人といへるなり。(十八の巻「しるよししてかりにいにけり」の条)

と説明している。

いま上載諸家達が難ずる対象の伊勢物語「しるよし」の旧注を調査するに、

○しるよしとは知行の所あるをいふ詞は下にもあり云々(伊勢物語現存諸本中、このような本文を伝来する写本には、考異欄にも例記する通り東北大学図書館蔵狩野文庫本の一本のみである。右の本文批判や人物関係についての委細な解説は、既に拙著「堤中納言物語新釈」(収載の当該篇の語釈欄及び雑誌「論究日本文学」昭和二十九年創刊号収載拙稿「季花亭文庫本とその研究」)に論述している。この場合その記載の重複を本論に避けることにしたい。ただこの機会に上記の拙稿を多少増補する範囲で、次に前述の問題点を検討することにする。上例の文章の前に「右大臣の少将をばごんの少将とぞきこゆる」と見え、しかも「ごん少将は大将殿のうへの御かぜのけおはするにことつけて、れいのとまり給へるに云々」とあって、北の方の兄に当たる権少将は右大将の北の方(権少将の妹)が風邪がみであらわれるのを口実にして、いつものように右大将の邸に泊っているということになっている。このような物語の構成上から右の問題を考察すれば、当然上例本文は「右大臣殿、少将は、右大将のきたのかたの御せうにものし給へば云々」との如く、圈点の個所は「右大将」となるべきであらう。現存諸本の「右大臣」の「臣」は原本「右大将」の「将」からの草体の字形近似が原因する誤謬転化によるもので、従ってこのように推測すれば、御杖の「右大将敷」という推定は誠に卓見と賞すべきである。

内) はいずみ

心ちもいかなければ、なく／＼はづかしげなるものやかせなどする(八八才)

御杖は右の「はづかしげなるもの」について次のような書込みを施している。

